

堺市議会基本条例【解説付き】

前 文

堺市は、中世において世界的にも先駆をなす自治都市を形成したという住民自治の発祥を誇りとしている。

その系譜を受け継ぎ全国初の政治倫理条例を制定した私たち堺市議会は、日本国憲法に規定された地方自治の本旨に基づき、直接選挙で選ばれた市民の代表である市議会議員によって構成される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担う住民自治の要である。

一方、二元代表制のもと、同じく直接選挙で選ばれた市長は、議会に比べて多くの権限を有し、市政における役割はおのずと異なる。しかし、市議会と市長とは、互いに健全な緊張関係を保ちながらも、独立対等な立場で、多くの市民の多様な意見を市政に反映し、これを運営する責務を負っている。

今日の地方分権時代の到来により、地方自治体の役割と責任が拡大し、市民の行政需要が増大する中で、本市議会は、議会の活動に関する様々な情報を積極的に発信し、これを市民と共有するとともに、多くの市民の市政への参画を推進することにより、市民にとってより身近で開かれた議論の場としての役割の強化及び充実に努めなければならない。

よって、本市議会は、市民から負託された期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、議会の権能をさらに高めていくことを決意し、この条例を制定する。

【解 説】

前文は、堺市議会が議会基本条例を制定するにあたっての背景や基本的な考え方、議会のめざすべき方向性など、本条例の制定によって議会の権能をさらに高め、市民から負託された期待に応えるための決意を表明したものです。

☞「政治倫理条例」とは

議員及び市長の資産や所得の状況を報告・審査・公開すること等により、議員や市長がその権限や地位の影響力を不正に行使することを防ぎ、市政に対する市民の信頼を確保することについて定めた条例。

1983年（昭和58年）に本市が初めて制定し、後に全国各地へ波及し、国会議員資産公開法（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律：平成4年法律第100号）の制定につながったものです。

☞「地方自治の本旨」とは

憲法第92条は「地方自治の本旨」に基づいて自治体を組織し、運営を行わなければならないと定めています。「地方自治の本旨」とは、一般的に、住民の意思に基づいて地方の行政を行う「住民自治」と、国とは別の独立した団体が、自らの判断と責任において地方の行政を行う「団体自治」の二つによって構成されています。

☞「議事機関」とは

条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定（議決）する権能を有する地方公共団体の機関のことをいい、議会のことを意味します。

また、議事機関という文言は市長等の執行機関と対比して使われます。

地方公共団体の議事機関である議会は、日本国憲法第93条第1項により必ず置くこととされています。

☞「二元代表制」とは

議員と市長の両方を、住民が直接選挙によって選ぶ制度。

二元代表制の特徴として、議員と市長はともに住民を代表し、独立・対等の立場で緊張関係を保ち、互いに抑制・均衡しながら自治体運営を行うことにあります。

第1章 総則

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもと、議会及び議員の役割、責務及び活動原則を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係及びその他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民に身近で開かれた議会を創造し、もって市民福祉の向上及び市政の持続的発展に寄与することを目的とする。

【解 説】

第1条では、堺市議会が市民に身近で開かれた議会をめざし、議会及び議員の役割、責務その他議会の基本的事項などを定めることで、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与するというこの条例の目的を規定しています。

☞「執行機関」とは

市長をはじめとする、市の施策などを行う各種の機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など）をいいます。

第2章 議会の権限

(議会の役割及び責務)

第2条 議会は、二代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。

- (1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。
 - (2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
 - (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。
 - (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。
- 2 議会は、前項各号に掲げる役割のうち、災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を負うものとする。
- 3 前項の規定により継続して担うべき役割及びこれに係る責務に関する計画は、議長が別に定めるものとする。

(平29条例1・一改)

【解 説】

地方分権（地域主権）の時代を迎え、議会の果たすべき役割はますます拡大し、さらなる機能強化が求められています。このような中、市民の代表としての議会がその負託と信頼に応えるため、第2条では議会の役割と責務について規定しています。

なお、条例の施行後約4年が経過し、本条例の見直しや検討を行い、堺市議会基本条例の一部改正について、平成29年2月27日の本会議において、全議員提案し、全会一致で可決しました。

この改正で、本条に第2項及び第3項を加え、本市議会が大規模震災等の発災時に継続して担う、議会としての役割及び責務に関する規定を新たに追加し、本条を根拠に、堺市議会業務継続計画（BCP）を策定し、平成30年4月1日施行しました。

☞「決議」とは

意見書と同様に議会の意思を表明するものですが、法的根拠はありません。政治的効果を期待して、あるいは議会の意思を対外的に表明するなどの理由でなされる議決のことをいいます。

☞「意見書」とは

地方自治法第99条に基づき、市の公益に関することについて、国会や国、府などの関係行政庁に対し、議会の意思をまとめて提出する文書のことをいいます。

☞「業務継続計画（BCP）」とは

議会における業務継続計画（BCP Business Continuity Planの頭文字）とは、大規模震災時などの緊急事態においても必要とされる議会活動を行うため、また、早期に平常状態に復旧するための備えや手順を示した計画のことをいいます。議会としての初動対応や堺市議会災害対策会議の設置、議長不在時の対策会議座長の職務代行順位などを定めています。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、前条各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市民との意見交換等を通じて、多様な課題の解決に取り組むこと。
- (3) 議会活動について、市民に説明し、情報公開を行うこと。
- (4) 議会の役割に鑑み、継続的な議会改革に取り組むこと。

【解 説】

第3条では、前条（第2条）で規定した議会の役割を果たすため、公正で透明性の高い議会運営、議会の説明責任と情報公開など4つの活動原則を定めています。

(議員の活動原則及び職務)

第4条 議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行することを活動原則とし、議会の議事に参与するほか、主に次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 市民の多様な意見を把握し、市の政策立案及び提言に適切に反映させること。
- (2) 市政に関して、必要な調査及び研究を行うとともに、必要に応じ議案を提案すること。
- (3) 市民に対し、自らの議会活動について、わかりやすく説明すること。
- (4) 議員としての資質を向上させるよう、常に研さんすること。

【解 説】

第4条では、市民の代表であり、議会を構成する一員である「議員の活動原則」と「議員の職務」について定めています。

平成25年4月の条例の施行から約4年が経過し、本条例の見直しや検討を行い、堺市議会基本条例の一部改正について、平成29年2月27日の本会議において、全議員提案し、全会一致で可決し、同年4月1日から施行しました。

この改正で、「議員の職務」について新たに規定したところですが、「議員の職務」について条例に規定することは、平成29年3月現在、全国700を超える議会基本条例の中でも、初めての取り組みです。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、議員の集団として会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、提言等に関し、会派間で調整を行い、議会における合意形成に努めるものとする。

【解 説】

第5条では、議会において同じ主義・主張を持った議員の集合体として会派を結成し、議員の政策集団として活動できることを定め、会派の根拠規定としています。また、会派における政策を実現していくため、会派間で調整を行い、合意形成に努めることを定めています。

(議決事件及び報告案件の拡大)

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件及び議会へ報告すべき案件については、別に条例で定める。

【解 説】

地方自治法第96条第2項では、15項目の議決事件に加え、議会の議決すべき事件を条例で追加して定めることができると規定されています。

このことから、堺市議会では平成22年から「堺市議会の議決すべき事件等に関する条例」（平成21年条例第45号）を施行し、市の基本構想や基本計画などを議会での議決対象とし、市の基本的な政策に関する計画などは議会へ報告することとし、市長等に対するチェック機能や調査機能を強化しています。

☞「議決事件」とは

議会が市の意思を決定するために議決すべき事項を「議決事件」といい、地方自治法第96条第1項は、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」として、条例の制定改廃、予算を定めること、決算を認定することなど15項目を議会の議決事件として規定しています。

第3章 政策審議

(市長等との関係)

第7条 議会は、二代表制のもと、市長等と独立対等な立場で、緊張関係を保ちつつ、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

【解 説】

第7条では、議会と市長その他執行機関との関係について規定しており、独立対等な立場で、緊張関係を保持しながら議会審議を行っていくことを規定しています。

(資料の提出等)

第8条 市長等は、議員から議案審議等に必要な資料の提出又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとする。

【解 説】

第8条では、議員が議案の審議や委員会等の会議における十分な審査などをするため、市長その他執行機関に対して、法令等に反しない範囲で、その有している資料や情報の提供を求めることができ、その際に、市長その他執行機関は誠実な対応に努めなければならないことを規定しています。

なお、本条例の制定過程でいわゆる「文書質問」について、規定の是非を検討し、当初条例には規定しないこととしました。

(政策立案及び政策提言)

第9条 議員は、会派等の枠を超えて、積極的に政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。

【解 説】

第9条では、議員は市民の多様な意見を把握し、政策水準を高め、積極的に政策立案に取り組むとともに、議員みずから条例の提案、議案の修正、決議なども積極的に行い、立法機能の充実・強化に努めることを規定しています。また、議員がこのような政策立案や政策提言を行うにあたっては、会派等の枠にとらわれず、市民全体の代表として行うよう努めることを規定しています。

第4章 議会運営

(議長及び副議長)

第10条 議長は、議会の代表者として、中立で公平な立場においてその職務を行い、民主的かつ公正な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の秩序を保持し、円滑な議事運営に努めるものとする。

3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

【解説】

第10条は、議長と副議長の職務上の義務について規定しており、議長は中立・公平な立場で職務を執行し、公正で円滑に議会を運営していかなければならないことを規定しています。

(会期等)

第11条 議会は、議会審議の公正性及び透明性を確保するため、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、必要な審議日数を適切に確保し会期を定めるものとする。

【解説】

堺市議会では公正で透明な議会運営のもと、議案や市政の課題について十分な議論、審査を行うために、適切な日数の会期を定めることを規定しています。

☞「会期」とは

会期とは、議会が議会としての権限を行使し、活動することのできる期間のことであり、会期の決定は会期ごとに会期の初日に、議会が自主的に議決をして決めます。また、会期中に議決に至らなかった議案は、次の会期に引き継ぐことなく、その会期において消滅します（会期不継続の原則）。

(委員長及び副委員長)

- 第12条 委員長は、委員会の円滑な議事運営に努めるものとする。
- 2 委員長は、市政の課題及び市の事務に関する調査並びに付託された事件の審査（以下この条及び次条において「調査及び審査」という。）を行う委員会の特性を発揮させるよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合に準用する。

【解 説】

第12条は、市政の課題や市の事務に関する調査、また本会議から付託された議案や請願、陳情の審査を専門的に行う委員会を円滑に運営しなければならない委員長と副委員長の職務について規定しています。

(委員会)

- 第13条 委員会は、調査及び審査を自主的かつ自立的に行うものとする。
- 2 委員会は、調査及び審査を充実させるため、必要に応じて委員間討議を行うものとする。
- 3 委員会は、市民の意見を把握するため、公聴会及び参考人制度の活用にも努めるものとする。
- 4 常任委員会は、その有する専門性の見地から調査及び審査を行うものとする。
- 5 特別委員会は、その設置目的及び委員の数を明確にし、効率的に調査及び審査を行うものとし、政策の立案又は提言を行うことができる。
- 6 議会は、特別委員会が、その設置目的を達成した場合においては、速やかにこれを改組し、又は廃止するものとする。

【解 説】

第13条では、委員会が設置されている目的や役割などについて規定しています。第2項では、必要に応じて委員間討議を行い、調査及び審査の充実を図り、市政や議案などについての課題や論点をより明確にすることを規定し、さらに第3項では市民や学識経験者などの意見を求める公聴会や参考人制度を活用し、専門的又は政策的な識見を委員会の調査、審査に反映させることを規定しています。第5項及び第6項は、特定の案件を調査、審査するために設置された特別委員会について規定しています。

☞「委員会」とは

本会議で広範多岐にわたるすべての議案などをきめ細かく審議することは効率的ではないため、少人数の議員で構成される専門的な委員会を設けています。

常任委員会は、議案や請願、陳情などの審査を行う常設の委員会で、堺市議会には、6つの常任委員会が設置されており、議員は必ずいずれか一つの委員会に所属します。

特別委員会は、予算・決算や議決によって定められた市政に関する特定の問題を審査・調査するため、必要に応じて設置される委員会です。

☞「委員間討議」とは

委員会における、委員同士の自由な討議をいいます。

常任委員会では、議案や市政の課題などについての質疑・質問の後、必要に応じて行い、特別委員会では会議の進行に応じて行うこととなります。

第5章 補佐機関

（専門的知見の活用）

第14条 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

【解 説】

第14条では、議会が議案の審査や市の事務に関する調査を行うにあたり、議会の監視機能及び調査機能を強化するため、地方自治法第100条の2の規定に基づき、学識経験者等を積極的に活用することを規定しています。

☞「専門的知見の活用（地方自治法第100条の2）」とは

議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を、議決により学識経験を有する者等にさせることができます。学識経験を有する者等の調査結果が議会に報告されることにより、議会活動や審査の参考に活用することができ、議会審議の充実に役立ちます。

（議会事務局の機能強化）

第15条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会の機能を充実させるため、議会活動を補佐する議会事務局の機能強化に努めるものとする。

【解 説】

第15条では、議長の指揮監督のもと、議員や議会活動を補佐する議会事務局の機能強化について規定しています。

（議会図書室の充実強化）

第16条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に役立てるため、必要な資料等を収集保管し、議員に積極的な情報提供を行うなど議会図書室の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の市民等の閲覧利用に配慮するものとする。

【解 説】

第16条では、議員の調査研究や政策立案能力の向上を図るため、議会図書室を充実強化することについて規定しています。また、第2項では、議会図書室を市民が閲覧利用しやすいよう配慮することについて規定しています。

☞「議会図書室」とは

地方自治法第100条第18項（平成24年法律第72号による改正後の地方自治法第100条第19項）の規定により、議員の調査研究に資するために地方議会に附属して設置される図書室です。

第6章 広報及び広聴

第17条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用し、積極的な広報に努めるものとする。

2 議会は、市政の課題に関する市民の様々な意見を把握するため、多様な手段を活用し、広聴の充実に努めるものとする。

【解 説】

第17条は、第1項で議会の活動に関する情報を、広報紙やインターネット中継など多様な手段を活用して、積極的に広報することを規定しています。なお、堺市議会では、平成23年2月定例会より、本会議インターネット中継の生中継・録画中継を実施し、平成25年8月定例会からは、委員会インターネット中継の生中継・録画中継を実施しています。また、平成30年2月からは新たにスマートフォンやタブレット端末（iPhone、iPad、Android端末等）でも、生中継・録画中継の再生を可能としました。

第2項では、市政の課題に関して、広く市民のご意見やご要望などをお聴きできるよう、議会報告会や市民意見聴取会など広聴の充実に努めることを規定しています。

第7章 研修

第18条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

2 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深めるため、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。

【解 説】

第18条では、議員の政策形成及び政策立案能力向上のため、議員研修を充実強化することを規定し、第2項では、全議員がこの条例の制定趣旨などの理解を深めるために、議員研修会を開催することを規定しています。

第8章 市民参加

（市民参加の促進）

第19条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

【解 説】

第19条では、議会が市民の多様な意見を把握するとともに、市民に分かりやすく、参加しやすい議会の実現をめざしていくことを規定しています。

（公聴会及び参考人制度の活用）

第20条 議会は、本会議において、市民の意見及び知見を審議に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用にも努めるものとする。

【解 説】

第20条では、本会議において、議案などの審査や調査を行うにあたり、市民の専門的、政策的意見や識見を反映させるため、地方自治法第115条の2の規定に基づく公聴会や参考人の制度を活用していくことを規定しています。

☞「公聴会」とは

重要案件について必要に応じ広く利害関係者や学識経験者等の意見を聴き、審議の参考にするために開催するものです。公述人（公聴会で賛否の意見を述べる者）は、公聴会の開催の公示に基づき公募し、選定されます。

☞「参考人制度」とは

利害関係者や学識経験者等に対して出頭を求めて、意見を聴取する制度です。公示や選定等の手続を要しない点で、公聴会より簡便となっています。

なお、平成24年9月公布の地方自治法改正により、本会議においても参考人制度や前掲の公聴会を活用できることとなりました。

(請願及び陳情)

- 第21条 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案又は意見と位置づけ、適切に処理するものとする。
- 2 議会は、請願及び陳情の提案者から申出があったときは、当該提案者の意見を聴く機会を設けることができるものとする。
- 3 議会は、採択した請願のうち市長等において措置することが適当と認めるものについては、市長等に送付した後、その処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。

【解 説】

第21条では、請願、陳情を市民からの政策提案や意見と受け止め、慎重に審査することに加え、第2項では、請願及び陳情の委員会審査において、その提案者が希望した場合に、必要に応じて意見を述べる機会を設けることができることを規定しています。また第3項では、採択した請願のその後の処理経過や結果報告を市長等に求めることを規定しています。

🔑 「請願・陳情」とは

請願・陳情とは、国や市などに対して意見や要望を述べることで、どなたでも議会に提出することができます。

なお、議会に請願する場合は、1名以上の本市議会議員の紹介が必要です。

(議会報告会)

- 第22条 議会は、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を通して多様な課題の解決に取り組むために、議会報告会を開催するものとする。

【解 説】

第22条では、議会活動について市民に直接説明し、行政の諸課題の解決のため、市民と直接意見交換を行う場として、議会報告会を開催することを規定しています。

第 9 章 情報公開

(会議の原則公開)

第 23 条 議会の会議は原則として公開し、会議で用いた資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

【解 説】

第 23 条では、本会議、委員会などの会議を原則公開し、会議資料の積極的な公開を行うとともに、傍聴者向けスクリーン、音声傍聴者向け液晶モニターの設置など市民に分かりやすく、傍聴しやすい環境の整備に努めていくことを規定しています。

(賛否の公表)

第 24 条 議会は、会議結果を公開し、予算、決算等の重要な議案について、会派等の賛否を公表するものとする。

【解 説】

第 24 条では、会議結果を公開することに加え、当初予算や決算などの重要な議案については、各会派及び会派に属さない議員ごとの賛成、反対の意思を公表することを規定しています。

第 10 章 質疑質問

(議員間討議)

第 25 条 議員は、議員相互間の自由かつ活発な討議を通じて議論を尽くし、合議制機関としての議会の役割を果たすものとする。

【解 説】

議会は言論の府、討論の場であることから、第 25 条では、議員間による自由かつ活発な討論や議論を尽くすことにより、論点・争点をより明確にし、議決を行うことを規定しています。

☞「合議制」とは

複数の構成員が集まり、議論を通じてその団体の意思を決定する制度です。

（質疑及び質問の方法）

第26条 本会議における議員の質疑及び質問の方法は、市政の課題に対する論点及び争点を明らかにするために、一問一答の方法若しくは一括質疑質問一括答弁の方法のいずれかの方法又はこれらを併用した方法によって行うことができる。

【解 説】

第26条では、本会議における質疑応答の方法について規定しており、議員が自由に質疑質問の方法を選択できることを規定しています。

☞「一問一答の方法」とは

すべての質疑、質問とそれに対する答弁をそれぞれ一括して行うのではなく、議員が、回数制限なく、1つの項目ごとに質疑、質問し、市長をはじめとする答弁者がそれに対してその都度答弁を行う質疑、質問形式のことです。

（市長等の趣旨確認のための発言）

第27条 市長その他の答弁者は、議員の質疑又は質問に対する答弁を的確に行うことができるよう、議長又は委員長長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。

【解 説】

第27条では、議会審議の充実と市民にわかりやすい議論を展開するため、市長等が議員からの質疑・質問に答えるだけでなく、逆に議員に対して質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができることを規定しています。

第 11 章 議員の身分及び待遇 (政治倫理)

第 28 条 議員は、常に高い倫理観を持って、誠実かつ公正に活動することを通じて、市民との信頼のきずなを深め、その職責を果たすことによって、市勢の発展のために尽力しなければならない。

2 前項に規定するほか、議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。

【解 説】

第 28 条では、市民全体の代表である議員のあるべき規範、つまり政治倫理について規定しています。堺市議会では、議員の政治倫理に関して「堺市議会議員の倫理に関する条例」（平成 18 年条例第 46 号）を制定し、資産等の公開、報告書の提出などを行っています。

(議員定数及び議員報酬)

第 29 条 議員定数については、議会の責務を果たすため必要とされる議員数を検証するとともに、各選挙区において選出される議員一人当たりの人口の格差にも十分に配慮し、別に条例で定める。

2 議員報酬については、議員の活動及び職責に見合う対価を勘案し、市政の現況及び市民生活など社会経済情勢等の変化を踏まえ、別に条例で定める。

【解 説】

第 29 条では、第 1 項で議員定数について規定し、各選挙区において選出される議員 1 人当たりの人口の格差が過度に大きくならないように配慮しながら、市民の意思を市政に反映し、執行機関の十分な監視が可能となるような議員数を検証することとしており、これら議員定数については「堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」（平成 18 年条例第 49 号）に規定しています。

また、第 2 項では、議員報酬について規定し、議員の活動、役割、責任に見合う対価や市の財政状況、社会経済情勢などを総合的に判断することとしており、これら議員報酬については「堺市議会議員の議員報酬等に関する条例」（昭和 31 年条例第 13 号）に規定しています。

(政務活動費)

第30条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に充当できるものとし、厳正に活用するものとする。また、その支出に関しては、使途を明らかにし、支出の透明性を確保するため、支出に関する証拠書類を公開し、活動成果の報告に努めるなど適正に取り扱うものとする。

2 前項に規定するほか、政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

【解 説】

第30条では、地方自治法（平成24年法律第72号による改正後の地方自治法）第100条第14項から第16項に基づき交付される政務活動費について規定しており、政務活動費を厳正に活用していくこと、使途を明確にし、支出の透明性を確保することなどを定めています。その他、政務活動費の交付に関することについては、堺市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）において規定しています。

☞「政務活動費」とは

議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として交付される費用です。

かつては調査研究費と呼ばれ、平成13年4月1日から平成25年2月28日までは政務調査費という名称でしたが、この条例の施行前の平成25年3月1日から、地方自治法の改正により政務活動費となっています。

第 12 章 条例の見直し等 (議会改革推進組織)

第 31 条 議会は、議会の権能を高め、議会力の向上を図るため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項に規定する取り組みを行うため、議会改革を推進する組織を設置することができる。

【解 説】

第 31 条では、二元代表制の一翼を担う議会が、市民の負託と信頼に応えていくためには、議会の総合的な機能（議会力）を高める必要があることから、継続的な議会改革の推進に取り組み、議会改革を推進する必要な組織を設置することができることを規定しています。

なお、堺市議会では平成 23 年 6 月に「議会力向上会議」を設置し、議会改革をはじめ、これからの議会のあり方、活性化などについて協議し、これまでに作業部会などを除き、30 回を超える会合を開いています。

☞「議会力」とは

議会の活動に関する様々な情報を積極的に発信し、これを市民と共有するとともに、多くの市民の市政への参画を推進することにより、市民にとって身近で開かれた議論の場としての役割を強化・充実させるための堺市議会が有する総合的な「ちから」のことです。

(条例の見直し)

第 32 条 議会は、この条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて、不断の検証に努め、市民の意見、社会情勢その他状況の変化を踏まえ、必要に応じて、条例の見直しを行うものとする。

【解 説】

第 32 条は、条例施行後の検証と、必要に応じて、この条例の見直しを行うことを規定しています。

条例の施行後約 4 年が経過し、本条例の見直しや検討を行い、堺市議会基本条例の一部改正について、平成 29 年 2 月 27 日の本会議において、全議員提案し、全会一致で可決しました。(平成 29 年条例第 1 号)

（他条例との関係）

第 33 条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

【解 説】

第 33 条では、他の条例等との関係について定め、この条例が堺市議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例等を制定、改廃する場合には、この条例との整合性を図らなければならないことを規定しています。

附 則（平成 25 年 3 月 19 日 条例第 24 号）
この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日 条例第 1 号）
この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。